令和　　年度　給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	現年度　・　新年度　・　両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 年　月　日 提出（注1）	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　－	特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		この届出に係る担当者の連絡先	所属
		名称（氏名）			氏名
		代表者の職氏名			電話
		個人番号又は法人番号			

A欄

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額		（ウ）未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ		円		円	円	年　月　日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他（　）	1 特別徴収継続 →（C欄記入） 2 一括徴収 →（B欄記入）（全額を退職の際納付します） 3 普通徴収（残額を本人が納付します）
氏名			月分から　月分まで					
生年月日	S・H　年　月　日							
個人番号								
1月1日現在の住所	〒							
現在の住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）〒							

●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由（注2）	徴収予定		
1．異動が12月31日以前で本人から申出有(注3) 年　月　日申出	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕
	月　日	円	円（　月分　月　日納期限）で納入します
2．1月1日以降に退職（注3）			

(注1) 異動のあった月の翌月9日（その日が土・日曜日、祝日に該当するときは、直前の平日）正午までにこの届出書を提出してください。

(注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。

(注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。（地方税法第321条の5第2項）

(注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

(注5) 受給者番号がある場合のみ記入してください。

●転勤等による特別徴収届出書（欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。）

C欄

月割額　円を 月分から徴収し納入する。	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号(注4)	
受給者番号（注5）		フリガナ		この届出に係る担当者の連絡先	所属
		氏名又は名称			氏名
		代表者の職氏名			電話
		個人番号又は法人番号			

【提出先】〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所　税務課　市民税係　電話　0244-24-5226

市記入欄	現年度	
	新年度	

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

キリトリセン